

2023年5月2日

株主の皆さまへ

第74回定時株主総会招集ご通知に際しての 電子提供措置事項

事業報告の「業務の適正を確保するための体制」
事業報告の「業務の適正を確保するための体制の
運用状況の概要」
事業報告の「会社の支配に関する基本方針」
計算書類の「株主資本等変動計算書」
計算書類の「個別注記表」

(2022年3月1日から2023年2月28日まで)

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

なお、株主資本等変動計算書及び個別注記表は、監査報告を作成するに際して監査役及び会計監査人が監査をした計算書類の一部であります。

株式会社 タカキュー

業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決議内容の概要は
以下のとおりであります。

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス体制に係る諸規程を、取締役及び使用人が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。

また、その徹底を図るため、コンプライアンス部において、コンプライアンスの取組みを横断的に統括することとし、同部を中心に取締役及び使用人教育等を行う。

これらの活動は定期的に取り締役会及び監査役会に報告されるものとする。法令上疑義のある行為等について、使用人が情報提供を行う手段として、内部通報制度を活用する。

更に、当社は市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、また不当な要求は断固として拒絶する。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体(以下文書等という。)に記録し保存する。取締役及び監査役は、文書管理規程により、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

会社の損失の危険（財務、法務、環境、災害等のリスク）に関しそれぞれ担当する部署にて規則・ガイドラインの制定、マニュアルの作成・配布等を行うものとする。また、組織横断的リスク状況の監視及び全社の対応は経営企画部が行うものとする。

新たに発生したリスクについては、取締役会において速やかに対応責任者となる取締役を定める。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、取締役及び使用人が共有する全社的な目標を定める。各取締役は、その目標達成のための各部門の具体的目標及び会社の権限・意思決定ルールに基づく効率的な施策を定める。取締役会は、各部門の担当取締役から、その目標及び施策の進捗状況を報告させ、改善を促すことで全社的な業務の効率化を図るものとする。

⑤当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社及びグループ各社毎の事業に関して、責任を負う取締役を任命し、法令遵守、リスク管理体制を構築する権限と責任を付与、本社経営企画部はこれらを横断的に推進し管理する。

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、コンプライアンス部所属の使用人に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、その命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役の指揮命令は受けないものとする。

⑦取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

取締役又は使用人は、監査役会に対して法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を、速やかに報告する体制を整備する。報告の方法については、取締役と監査役会との協議により決定する。

なお、報告者が監査役に当該報告したこと等を理由として不利益な取扱いをしないこととする。

⑧その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会と代表取締役は、定期的な意見交換会を設けるものとする。

監査役会は、コンプライアンス部及び会計監査人と緊密な連携を保ちながら、特に専門性の高い法務・会計事項については、その専門家に相談できる機会を保障されるものとする。

なお、監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務は、会社が負担するものとする。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

①取締役の効率的職務執行

取締役は、取締役会を18回開催し、経営の基本方針、経営に関する重要事項並びに法令で定められた事項などの決定、業務執行状況の監督を行っております。

また、業務執行取締役と部長職以上をもって組織される情報連絡会を12回開催し、詳細な業績分析と報告、業務執行の具体的な内容、対応策について協議を行っております。

②コンプライアンス体制

コンプライアンス部が取締役及び使用人に対し、コンプライアンスに対する意識づけを高めるために、社内研修での教育及び会議体での説明等を行い、法令及び定款を遵守するための取組みを継続的に行っております。

また、内部通報規程により相談・通報体制を設けており、企業グループにも開放することでコンプライアンスの実効性向上に努めております。

③損失の危険の管理

リスク管理方針及びリスク管理規程に基づいて、経営企画部が中心となって想定されるリスクを抽出し、その評価及び対応策を検討したうえで、個々の責任部署が対応しております。

また、必要に応じて、取締役会のほか、部長職以上をもって組織される情報連絡会において状況の確認及び必要な措置を検討しております。

④当社企業グループにおける業務の適正化

子会社の重要事項の決定については「関係会社管理規程」に従い、当社が事前承認を行い業務の適正を確保しております。また、常勤監査役は、当社と子会社の業務の効率化、適法性及び妥当性の監査を行っております。

⑤監査役監査の実効性確保

監査役は、監査役会を16回開催するとともに、取締役会及びその他の重要な会議に出席し、法令、定款に反する行為や株主利益を侵害する決定がなされていないかどうかについて監査を行っております。

また、監査役は、取締役・コンプライアンス部・会計監査人等との意見交換を通じて、監査役監査、内部監査、会計監査の連携を図り、厳正な監視を行っております。

会社の支配に関する基本方針

別段定めておりません。

株主資本等変動計算書

(2022年3月1日から)
(2023年2月28日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
		そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計		
当 期 首 残 高	100,000	2,468,485	2,468,485	500,000	△4,129,265	△3,629,265	△26,493	△1,087,273
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額					92	92		92
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	100,000	2,468,485	2,468,485	500,000	△4,129,172	△3,629,172	△26,493	△1,087,180
事業年度中の変動額								
当期純損失 (△)					△1,050,386	△1,050,386		△1,050,386
自己株式の取得							△12	△12
株主資本以外の 項目の事業年度中の変動 額 (純額)								
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	△1,050,386	△1,050,386	△12	△1,050,398
当 期 末 残 高	100,000	2,468,485	2,468,485	500,000	△5,179,559	△4,679,559	△26,505	△2,137,579

	評価・換算差額等		純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	210,346	210,346	△876,926
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額			92
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	210,346	210,346	△876,834
事業年度中の変動額			
当期純損失 (△)			△1,050,386
自己株式の取得			△12
株主資本以外の 項目の事業年度中の変動 額 (純額)	△6,690	△6,690	△6,690
事業年度中の変動額合計	△6,690	△6,690	△1,057,089
当 期 末 残 高	203,655	203,655	△1,933,923

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1)資産の評価基準及び評価方法

- ①子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法によっております。
- ②その他有価証券
- ・市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。
 - ・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法によっております。
- ③たな卸資産の評価基準及び評価方法
- ・商品 個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。
 - ・貯蔵品 最終仕入原価法による原価法によっております。

(2)固定資産の減価償却の方法

- ①有形固定資産（リース資産除く） 定率法（ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。
- 主要な耐用年数は以下のとおりであります。
- | | |
|--------|--------|
| 建物 | 3年～18年 |
| 機械及び装置 | 12年 |
| 器具及び備品 | 3年～8年 |
- ②無形固定資産（リース資産除く） 定額法を採用しております。
- なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
- ③リース資産
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
- 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
- ④長期前払費用 均等償却によっております。

- ⑤賃貸不動産
- 定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。
- 主要な耐用年数は以下のとおりであります。
- | | |
|--------|---------|
| 建物 | 15年～32年 |
| 器具及び備品 | 10年 |

(3)引当金の計上基準

- ①貸倒引当金
- 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ②賞与引当金
- 従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
- ③店舗閉鎖損失引当金
- 店舗閉鎖に伴い発生する損失負担に備えるため、店舗閉鎖関連損失見込額を計上しております。
- ④ポイント引当金
- 当社ポイント制度に伴い他社利用に対し顧客に付与したポイントの利用に備えるため、過去の利用実績率に基づき、将来利用されると見込まれる額を計上しております。
- ⑤関係会社事業損失引当金
- 関係会社の事業に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態を勘案して、今後の損失負担見込額を計上しております。
- ⑥事業構造改革引当金
- 事業構造改革に伴い、今後発生が見込まれる費用について合理的な見積額を計上しております。

(4)収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容および当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

①商品の販売

当社は、主に商品の販売を行っております。店舗販売における商品の販売については、顧客に商品を引き渡した時点で収益を認識しております。また、ECサイト販売における商品の販売については、出荷した時点で収益を認識しております。

②自社運営のポイント付与

当社は、店舗及びECサイト販売において自社ポイントを付与しております。売上時に付与した、自社ポイントについては、履行義務として識別し、将来の使用見込み等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行い、自社ポイントが使用または失効した時点で収益を認識しております。

(5)その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

「収益認識に関する会計基準等」の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下、「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取れると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

（自社運営のポイント制度に係る収益認識）

会員の購入金額に応じてポイントを付与し、利用されたポイント相当の財又はサービスを提供する自社運営のポイント制度について、将来利用されると見込まれる額をポイント引当金として計上し、ポイント引当金繰入額を販売費及び一般管理費として計上しておりましたが、自社の販売取引によって付与したポイントについては履行義務として識別し、将来の失効見込み等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行う方法に変更しております。

（他社運営のポイント制度に係る収益認識）

購入金額に応じて付与しております他社運営のポイント制度について、従来は販売費及び一般管理費の広告宣伝費として計上しておりましたが、取引価格の算定にあたって、第三者のために回収する額と判断し、純額で収益を認識する方法に変更しております。

（宅送サービスに係る収益認識）

従来、宅送サービスについては、販売費及び一般管理費から控除しておりましたが、売上高として計上する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の売上高は28,869千円、売上原価は5,536千円、販売費及び一般管理費は61,028千円、営業損失は37,694千円減少し、経常損失及び税引前当期純損失はそれぞれ26千円増加しております。また、繰越利益剰余金の当期首における負の残高は92千円減少しております。

「時価の算定に関する会計基準等」の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(商品の評価)

(1)当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度
商品	1,428,949千円
売上原価（たな卸資産評価損）	82,947千円

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、商品を収益性の低下に基づく簿価切下げの方法によって評価しております。収益性の低下の有無は主に次のような事実の発生に基づいて判断しており、該当する場合には帳簿価額を備忘価額まで減額しております。

- ・商品の販売価格が取得原価を下回っていること
- ・商品の品質が低下していること（傷、汚損等）
- ・商品の保有期間が品目毎に定めた仕入からの一定期間を超過していること
- ・その他、商品の販売が困難と認められる状況

収益性の低下の有無については慎重に検討しておりますが、今後において新型コロナウイルス感染症をはじめとした予測困難な事象による販売環境の急激な変化、その他市場動向の変化等により、当社の予測と実績とが乖離するような状況が発生した場合には、追加の評価損が計上される可能性があります。

(固定資産の減損)

(1)当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度
有形固定資産	238,192千円
無形固定資産	340,259千円
長期前払費用	6,873千円
合計	585,325千円
減損損失	70,273千円

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小の単位を店舗毎（Eコマースを含む営業店舗及び賃貸店舗）（以下、「店舗等」）としており、本社及び物流センター等につきましては、共用資産としてグルーピングしております。

営業店舗は主として管理会計における本社負担費配賦後の営業損益が2期連続してマイナスとなった店舗について、賃貸店舗は主として営業損益が2期連続してマイナスとなった店舗について、減損の兆候が認められると判断しております。

減損の兆候が認められた店舗等に係る固定資産のうち、当該固定資産から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が、当該固定資産の帳簿価額の合計額を下回っている場合には、該当する店舗等の固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額を減損損失として計上しております。

また、共用資産を含むより大きな単位での固定資産については、主として営業損益が2期連続してマイナスとなっていることから減損の兆候が認められると判断しておりますが、当該固定資産から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が、当該固定資産の帳簿価額の合計額を上回っていることから、減損損失は計上しておりません。

これらの減損損失の認識の判定に用いた割引前将来キャッシュ・フローは、取締役会で承認された事業計画を基礎としております。当該事業計画は、店舗別売上高の増加、Eコマース売上成長、売上総利益率の改善、経費の削減等を考慮して作成しております。

これらの見積りは合理的と判断しておりますが、前提条件や事業環境等に変化が生じた場合には、将来キャッシュ・フローの見積りに影響を受け、翌事業年度において追加の減損損失が発生する可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1)担保に供している資産及び担保に係る債務

①担保に供している資産

関係会社株式 451,866千円

②担保に係る債務

短期借入金 373,000千円

(2)固定資産の減価償却累計額

①有形固定資産 2,290,403千円

②賃貸不動産 686,692千円

(3)関係会社に対する金銭債権・債務

①短期金銭債権 10,344千円

②短期金銭債務 10,478千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

(1)営業取引高（外注加工費） 118,579千円

(2)営業取引以外の取引高 4,314千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1)発行済株式の総数に関する事項

	当事業年度期首の 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末の 株式数（株）
普通株式	24,470,822	—	—	24,470,822

(2)自己株式の数に関する事項

	当事業年度期首の 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末の 株式数（株）
普通株式	105,546	149	—	105,695

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加149株は単元未満株式の買取りによるものであります。

(3)剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額等

該当事項はありません。

②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

該当事項はありません。

(4)当事業年度末日における新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産		
棚卸資産評価損		22,335千円
契約負債		3,435
ポイント引当金		32,617
未払費用		14,195
未払事業所税		3,743
貸倒引当金		62,733
減損損失		90,262
固定資産償却超過額		12,202
資産除去債務		292,257
繰越欠損金(注) 2		3,067,517
関係会社事業損失引当金		7,393
事業構造改革引当金		56,445
その他		3,170
繰延税金資産 小計		3,668,310
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注) 2		△3,067,517
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額		△600,792
評価性引当額 小計(注) 1		△3,668,310
繰延税金資産 合計		—
繰延税金負債		
資産除去債務固定資産		△23,778
その他有価証券評価差額金		△107,696
繰延税金負債 合計		△131,474
繰延税金負債の純額		△131,474

(注) 1. 前事業年度末と比較して評価性引当額が328,277千円増加しております。この増加の主な内容は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額が増加したことによるものであります。

(注) 2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当事業年度(2023年2月28日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越 欠損金(※)	—	—	—	—	—	3,067,517	3,067,517
評価性引当額	—	—	—	—	—	△3,067,517	△3,067,517
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(※) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

8. リースにより使用する固定資産に関する注記

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1 年内	20,278千円
1 年超	9,217千円
合計	29,496千円

9. 金融商品に関する注記

(1)金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社は、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

②金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、店舗出店先への売上預け金及びクレジットカード売上に係るものであり、相手先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、相手先の信用状況を定期的に把握し、取引先ごとの期日管理を行っております。

関係会社株式について、時価のあるものは業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価値の変動リスクに晒されていますが、定期的に把握された時価が取締役に報告されています。また時価のないものは、非上場の子会社株式であります。

差入保証金及び敷金は、建物賃貸借契約等に係るものであり、差入先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、担当部署が貸主ごとの信用状況を随時把握する体制としております。

営業債務である支払手形、電子記録債務、買掛金及び未払金は、すべて1年以内の支払期日であります。

借入金は、運転資金及び設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、流動性リスクに晒されていますが、担当部署が適時に資金繰り計画を作成・更新するなどの方法により流動性リスクを管理しております。

③金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2)金融商品の時価等に関する事項

2023年2月28日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
関係会社株式	451,866	451,866	－
差入保証金	36,404	36,404	－
敷金	1,417,378	1,404,182	△13,196
資産計	1,905,648	1,892,452	△13,196
長期借入金	1,080,200	1,054,898	△25,301
負債計	1,080,200	1,054,898	△25,301

※ 「現金及び預金」「売掛金」「支払手形」「電子記録債務」「買掛金」「未払金」「短期借入金」「1年内返済予定の長期借入金」については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

(注) 1. 市場価格のない株式等は、「関係会社株式」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当事業年度（千円）
関係会社株式	0

(注) 2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	1,488,964	－	－	－
売掛金	696,387	－	－	－
差入保証金	－	－	－	36,404
敷金	203,127	－	－	1,214,251
合計	2,388,479	－	－	1,250,655

(注) 3. 長期借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
短期借入金	2,873,000	－	－	－
1年内返済予定の 長期借入金	73,650	－	－	－
長期借入金	－	439,000	414,000	227,200
合計	2,946,650	439,000	414,000	227,200

(3)金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
関係会社株式				
株式	451,866	－	－	451,866
資産計	451,866	－	－	451,866

②時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	－	36,404	－	36,404
敷金	－	1,404,182	－	1,404,182
資産計	－	1,440,586	－	1,440,586
長期借入金	－	1,054,898	－	1,054,898
負債計	－	1,054,898	－	1,054,898

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明
関係会社株式

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

差入保証金、敷金

差入保証金、敷金の時価は、将来キャッシュ・フローを、店舗の平均的な営業年数を基に国債の利回りで割引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、国債の利回りがマイナスの場合は、割引率をゼロとして時価を算定しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

10. 関連当事者との取引に関する注記

兄弟会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の関係会社の子会社	イオンリテール㈱	-	店舗の賃借	敷金の差入及び返還	△33,112	敷金	180,677
				売上金の一時預け	-	売上預け金	38,434
				店舗の賃借料(注)2	242,125	-	-
その他の関係会社の子会社	イオンモール㈱	-	店舗の賃借	敷金の差入及び返還	△114,156	敷金	462,207
				売上金の一時預け	-	売上預け金	59,216
				店舗の賃借料(注)2	396,958	-	-
その他の関係会社の子会社	イオン北海道㈱	-	店舗の賃借	敷金の差入及び返還	△12,832	敷金	70,141
				売上金の一時預け	-	売上預け金	11,110
				店舗の賃借料(注)2	76,637	-	-

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額、期末残高には消費税等が含まれておりません。
 2. 取引条件ないし取引条件の決定方針等
 店舗賃借取引条件については、市場価格に基づき交渉のうえ決定しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 △79円37銭
 (2) 1株当たり当期純損失(△) △43円11銭

12. 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

確定拠出年金制度を採用しております。

当社は、勤務に係る報酬を毎月の給与報酬により精算する方法を従来採用しておりましたが、2016年7月1日より確定拠出年金制度を採用いたしました。

(2) 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、73,957千円であります。

13. 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1)当該資産除去債務の概況

不動産賃貸借契約に基づく賃貸期間終了時における原状回復義務等であります。

(2)当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から11年～18年と見積り、割引率は0.00%～1.35%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3)当該事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	963,488千円
時の経過による調整額	976千円
資産除去債務の履行による減少額	△111,018千円
退店等に伴う見積変更額（△は減少）	△8,526千円
期末残高	<u>844,920千円</u>

14. 収益認識基準に関する注記

(1)顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は衣料品販売事業を営む単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益、キャッシュフローの性質、計上時期は概ね単一であることから、収益を分解した情報の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(2)収益を分解するための基礎となる情報

重要な会計方針に係る事項に関する注記の(4)収益及び費用の計上基準に記載の通りであります。

15. 追加情報

(財務制限条項)

当社が金融機関と締結しているシンジケートローン契約（当事業年度末における借入残高1,150,000千円）には、2022年2月期決算以降各年度の末日における単体の貸借対照表上の純資産の部の金額を正の値に維持する旨の財務制限条項が付されております。

当事業年度末において財務制限条項に抵触しておりますが、金融機関に対して当該財務制限条項の判定の免除を依頼し承諾を得ております。